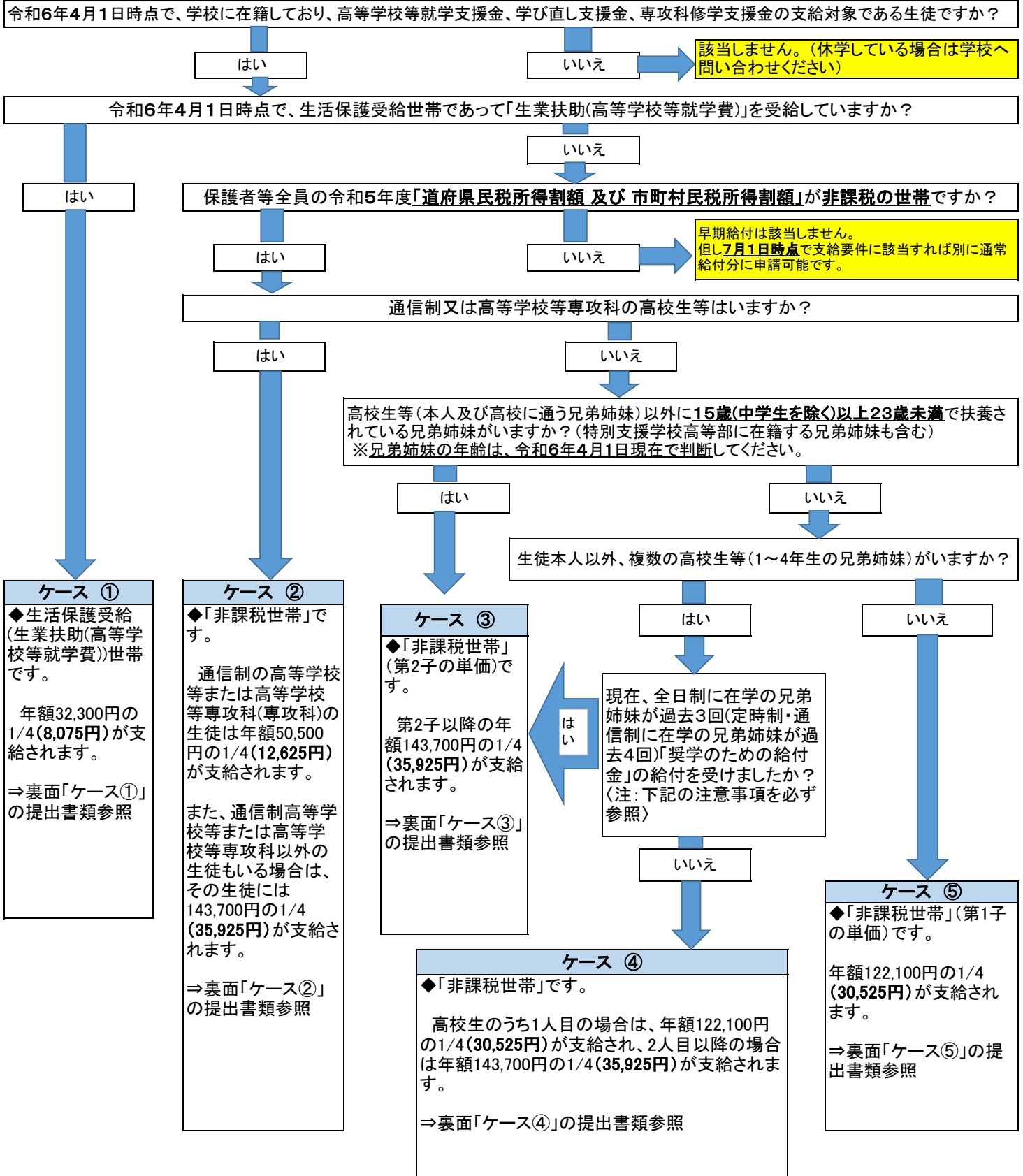


「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（早期給付）



＜注意事項＞

- 給付金は、1人につき年1回、全日制で通算3回(定時制・通信制の場合は通算4回、高等学校等専攻科が2回)が給付上限回数です。
- 上限に達した兄弟姉妹は対象外となりますが、高校生等(本人)は、第2子以降での受給ができます。(ケース③該当)
- また、学び直し支援金(過去に退学歴のある生徒が対象の制度)の受給対象者となる者はこの回数に加えて最大で2回まで受給することができます。

裏面もご確認ください

○提出書類について（早期給付）

表面のケースに応じて、必要書類が異なります。該当するケースを確認の上、必要書類を提出してください。

「令和5年度(非)課税証明書」は、保護者等全員分が必要であり、たとえ控除対象配偶者でも省略できません。

（奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。）

ケース①（提出書類）：生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・令和6年4月1日現在、生活保護（生業扶助の高等学校等就学費）を受給していることが確認できる書類（生業扶助受給証明書など）
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

ケース②（提出書類）：生徒が通信制又は専攻科に在籍する場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書
- ・個人対象要件証明書（専攻科在籍の生徒のみ）
- 【生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合は上記書類のほか次の書類が必要です】
- ・扶養誓約書

ケース③（提出書類）：非課税世帯（第2子以降単価）

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹】
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

ケース④（提出書類）：対象生徒本人以外に高校生等を扶養している世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・扶養誓約書【対象生徒以外に15歳以上23歳未満に扶養している兄弟姉妹がいる場合】
- ※高校生等が複数いる場合、各生徒分の申請書を提出する必要があります。
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

ケース⑤（提出書類）：非課税世帯（第1子単価）

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書(早期給付)

- ・口座振替依頼書

- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること）
- ・全保護者等の「令和5年度(非)課税証明書」
- ・令和6年4月1日現在の在学証明書

○注意事項

早期給付の申請は、(非)課税証明書等のみとなります。(個人番号(マイナンバー)での申請は不可)